

職務上請求システムに係る共通化推進方針

令和8年6月8日決定

法務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）¹を踏まえ、共通化の対象となる業務・システム「職務上請求システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

職務上請求システム

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

弁護士や司法書士等の士業者が、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項から第5項までに基づく戸籍謄本等の請求（以下「職務上請求」という。）ができることとされている。

職務上請求に当たっては、不正請求の防止措置として、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「規則」という。）第11条の2第4号等により、各士業者団体の定めた統一請求書を用いて窓口又は郵送で行っている（オンラインでの請求は行われていない。）。

¹ 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）

4 【デジタル庁（3）】【総務省（3）】【法務省（4）】

戸籍法（昭22法224）及び住民基本台帳法（昭42法81）

士業者による各種証明書の職務上請求（戸籍法10条の2第3項及び住民基本台帳法12条の3第2項）については、士業者、士業者団体及び市区町村の事務負担の軽減に資するよう、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、不正な職務上請求を防止するための方策を講ずること、及び社会的コストの削減等のためのデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

イ. 共通化の検討

(ア) 共通化推進方針の策定方針

「共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について」（令和7年9月26日付け国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会事務連絡。以下「作業依頼」という。）において、法務省は、デジタル庁と連携し、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した共通化推進方針案（以下「案」という。）を策定することとされた。

また、その際、デジタル庁が運用する e-Gov や国家資格等情報連携・活用システムなどデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について、自治体や各士業団体の声を聴きながら、国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法を検討することとされた。

(イ) 作業依頼を踏まえた検討の実施

a. e-Gov や国家資格等情報連携・活用システム等の活用について

職務上請求システムの構築に当たって最も優先すべきは、不正請求の防止である。戸籍情報は極めて機微な個人情報であり、単に「士業者であること」の確認だけでなく、職務上必要な請求であることを担保する仕組みが不可欠である。この点、デジタル庁が運用する e-Gov や国家資格等情報連携・活用システムなどデジタル共通基盤を活用したシステムの構築については、資格確認はできても、請求の適法性を確認・担保する仕組みがない。

また、国家資格等情報連携・活用システムの利用が可能であるのは一部の士業者に限られており、当該システムを職務上請求システムの構築に当たって活用するのは現実的でない。加えて、案の作成段階から一部の士業者団体による職務上請求システム構築の検討が進められていたこと等の状況を慎重に考慮する必要がある。

以上からすれば、e-Gov や国家資格等情報連携・活用システム等を活用して国がシステムを構築することについては見送ることとした。

b. 自治体や各士業者団体の声を聴くことについて

【自治体との意見交換】

案の作成に当たっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（自治体メンバーも含まれる。）から意見を得た。また、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局より、同事務局が実施した調査、質問・意見照会等により得られた自治体からの意見の共有を得た。

案の作成に当たって考慮が必要と判断された自治体の主な意見の

要旨として、以下のものが挙げられる。

- ① 職務上請求システムは、8土業共通のシステムとして国において標準仕様を定めることが最も合理的である。司法書士以外の土業が各々本システムを構築し、市区町村が導入する度に費用負担が生じるのであれば、普及は進まず、共通化の推進にもとることになる。
- ② 法務省において、自治体と土業者団体との調整を密に行い、請求に係る手続を請求側・受領側の一体のものとして捉え、実効性あるシステム構築を求める。
- ③ 費用の見通しを明確にした上で（自治体の）負担の少ない方式を選択していただきたい。
- ④ より多くの市区町村でこのシステムを導入できるよう、市区町村における審査業務の実態をヒアリングし、利便性に配慮したシステム構築をお願いしたい。
- ⑤ 戸籍情報連携システムを活用すべき。
- ⑥ 単なるシステム化にとどまらず、業務プロセス全体を見直すBPRの観点から、統一様式（請求書様式や記載項目の標準化を行う）とすることにより、申請・審査・交付までの業務の効率化を図ることが重要。

【土業者団体との意見交換等】

また、法務省として、対象となる8つの土業者団体と意見交換や法務省における検討状況の説明を実施した。この中で、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）からは、職務上請求システムの構築を検討したいとの意向が示された。

c. 国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法について

上記b.において自治体からの意見の要旨として示した通り、システムや提供ベンダが土業ごとにバラバラになってしまうと、自治体側の契約更新などの調整コストや実際利用する際の事務コスト等が大きくなることが想定される。他方で、a.で示した通り、e-Govや国家資格等情報連携・活用システム等を活用して国がシステムを構築することは困難である。

また、職務上請求は、各土業者団体が発行する専用の請求書を用いて行われているが、当該請求書は土業者団体内の自治体として、研修を受講した者のみに販売を認めている団体もあるほか、請求内容を土業者団体が事後的に検証するなどの取組が行われることで不正の発生が防止されているため、職務上請求をシステムで行うことと

した場合においても、不正請求防止のための検証に係るノウハウを有する士業者団体において事後的に検証することが可能なシステムを構築することが重要であると考えられる。したがって、士業者団体が共同で構築（一つの士業者団体が構築したシステムを他の士業者団体も共同利用する場合も含む。以下同じ。）する案が、トータルコストの最小化の観点から適切であると考えられる。

ウ. 共通化後の姿

イ. を踏まえれば、士業者、士業者団体及び自治体の事務負担の軽減並びにトータルコストの最小化の観点から、士業者団体が共同で職務上請求システムを構築し、これを市区町村が導入することで、オンライン上で職務上請求を行えるようにすることが共通化後の姿として目指すべきものである。

またその際、単なるシステム化にとどまらず、申請から審査、交付に至る業務プロセス全体を見直すBPRの観点から、全士業者団体における請求書様式や記載項目等の請求書内容の統一についても併せて検討することにより、士業者団体及び自治体双方の事務負担軽減を図る。

(2) 共通化の効果

士業者団体が共同で職務上請求システムを構築し、市区町村が導入することで、以下の効果が期待される。

ア. 行政の効率化

受領した請求書の管理の事務負担や、保管スペースが不要となる。

また、手数料の支払がキャッシュレス化されることで、定額小為替の処理に生じていた事務負担が発生しなくなる。

オンラインでの請求では、「統一請求書の紛失」という概念が存在しないため、使用できない請求書の番号を確認する必要はない。

さらに、請求書様式や記載項目が統一されることにより、請求内容の確認や審査が容易となり、差戻しや補正対応の削減など、業務プロセス全体の効率化が図られる。

加えて、自治体におけるコストダウンが期待される。

イ. 士業者の利便性の向上

士業者は本籍地市区町村の窓口に赴くことなく、また、郵送もすることなく、自らの事務所からオンラインで請求を行うことができるようになる。

特に、遠方の市区町村に請求する場合、従前は郵送によって請求するほ
かなかったが、オンラインで請求することができるようになることで、発
送から到着までにかかっていた時間を短縮することができる。

また、請求がオンライン化することで、申請に係る定額小為替購入手
料が不要となり、土業者のコストダウンも期待できる。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

ア. 法務大臣が定めるとされているもの

規則第 79 条の 2 の 4 第 1 項に基づいて職務上請求をオンライン上で行
う場合、規則第 79 条の 4 により、統一請求書（規則第 11 条の 2 第 4 号参
照）に準ずる措置として、法務大臣の定めるものが講じられている必要が
ある。

この措置については、法務省として、「戸籍法施行規則における法務大
臣の定めについて（通達）」（令和 8 年 3 月 26 日付け法務省民一第 594 号
法務省民事局長通達。以下「通達」という。）を発出し、概要以下の内容を
定めたところである（通達の具体的な内容については別添資料参照）。

- ① 電子情報処理組織により、戸籍法第 10 条の 2 第 3 項から第 5 項ま
での請求を行う場合において、市町村長の使用に係る電子計算機から電子
署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣が定める
電子証明書は、次のとおりとすること（通達別添 1）。

セコムパスポート for G-ID

（平成 14 年総務省・法務省・経済産業省告示第 8 号）の用に供するた
めに作成された電子証明書（司法書士電子証明書に限る。）

- ② 戸籍謄本等の交付請求の管理に係る事項として、例えば、請求書情
報の検証について、職務上請求オンラインシステムは、請求書情報に付さ
れた弁護士等の電子証明書の検証を行い、その結果を表示、保存する機
能を有すること（通達別添 2 第 4 の 3 (3)）。

電子証明書の検証の方式は、OCSP (Online Certificate Status Protocol)
方式又は CRL (Certificate Revocation List) 方式のいずれでも差し支えない
が、CRL 方式による場合は、サーバから最新の CRL を取得して 24 時間以内に検
証を行うこと。

また、請求書情報の保存については、職務上請求システムは、請求書
情報及びその検証結果をその送信の日の属する年の翌年の 1 月 1 日か
ら起算して 3 年間保存する機能を有すること。なお、保存期間中は削除
できないように制御すること（通達別添 2 第 4 の 3 (4)）。

イ. 士業者団体及び自治体との意見交換

法務省は、残りの7士業者団体やその所管省庁との綿密な意見交換を実施し、日司連が構築することを検討しているシステムが他の士業者団体でも共同構築することができるよう、またその際には必要かつ効率的なBPRが実施されるよう必要な調整を主導する。

さらに、各士業者団体がバラバラにシステム構築をすることで負担が増加するのではないかと自治体の懸念に寄り添うべく、日司連によるシステム構築の状況や残りの7士業者団体との意見交換や検討、調整の状況等を丁寧に説明し、理解を得ていく。また、自治体とも意見交換を行い、トータルコスト最小化も念頭におきつつ、そこで得た意見をシステム構築や運用に反映していく。

戸籍情報連携システムとの連携については、トータルコストの最小化や費用対効果の観点から妥当であるかどうかを試算・検討し、士業者団体や市区町村とも意見交換や協議の上、対応を決定する。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
不正請求防止措置の検討																					法務省
法務省、士業者団体、市区町村等による意見交換																					法務省 士業者団体 市区町村
システム構築・意見交換等を踏まえ必要に応じた改修																					日司連（共同構築の場合は他の士業者団体も含む） 法務省（調整を主導）
市区町村における導入																					市区町村（任意）

法務省民一第594号
令和8年3月26日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

戸籍法施行規則における法務大臣の定めについて (通達)

戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)において、法務大臣が定めるとされているものを別紙のとおり示しますので、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

戸籍法施行規則の条項	法務大臣が定めるもの	
第79条の3第5項第2号	市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるとして法務大臣の定める電子証明書	別添1
第79条の4	電子情報処理組織により職務上請求を行う際に必要な措置	別添2

令和8年3月26日
法務省民事局

市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣の定める電子証明書

戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第79条の3第5項第2号に基づき、電子情報処理組織により戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項から第5項までの請求をする場合に、市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣の定める電子証明書は以下のとおりである。

- セコムパスポートforG-ID（平成14年総務省・法務省・経済産業省告示第8号）の用に供するために作成された電子証明書（司法書士電子証明書に限る。）

令和 8 年 3 月 2 6 日
法務省民事局

電子情報処理組織により職務上請求を行う際に必要な措置

戸籍法施行規則（昭和 2 2 年司法省令第 9 4 号。以下「規則」という。）第 7 9 条の 4 に基づき、電子情報処理組織により戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号。以下「法」という。）第 1 0 条の 2 第 3 項から第 5 項までの請求（以下「職務上請求」という。）をする場合に必要な措置として法務大臣が定めるものは以下のとおりである。

第 1 目的

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士（以下「弁護士等」という。）が規則第 7 9 条の 2 の 4 第 1 項に基づき、電子情報処理組織により戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は規則別表第六に掲げる書面（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をする場合において、規則第 1 1 条の 2 第 4 号に準じて請求の任に当たっている者を特定する方法を定めることを目的とする。

第 2 用語の定義

1 戸籍情報システム

法第 1 1 8 条第 1 項に規定する電子情報処理組織のうち、市町村長の使用に係る電子計算機をいう。

2 戸籍職務上請求オンラインシステム

弁護士等が規則第 7 9 条の 2 の 4 第 1 項に基づき電子情報処理組織により行う戸籍謄本等の交付請求を処理するための市町村長の使用に係る電子計算機をいう。なお、戸籍情報システムと電気通信回線により接続されていることを必ずしも要しない。

3 士業者団体

弁護士等の所属する会のうち、別表に掲げるものをいう。

4 統一請求書

規則第 1 1 条の 2 第 4 項に定める統一請求書をいう。

5 管轄法務局等

戸籍謄本等の請求先市町村を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局をいう。

6 ファイアウォール

ネットワークにおいて不正侵入を防御する電子計算機又は同等の機能及

び効果を有するハードウェア又はソフトウェアをいう。

7 データ

戸籍職務上請求オンラインシステムにおいて送信され、記録され又は保存される情報をいう。

8 プログラム

電子計算機を機能させて戸籍職務上請求オンラインシステムを作動させるための命令を組み合わせたものをいう。

9 ファイル

磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に記録されているデータ及びプログラムをいう。

10 ドキュメント

戸籍職務上請求オンラインシステムの設計、プログラム作成及び運用に関する記録及び文書をいう。

第3 体制等の整備

1 責任体制等の確立

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、戸籍職務上請求オンラインシステムのセキュリティ（正確性、機密性及び継続性を維持することをいう。以下同じ。）を確保するため、運用に関する責任体制及び連絡体制を明確にすること。

2 作動停止時における事務処理体制

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、戸籍職務上請求オンラインシステムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により戸籍職務上請求オンラインシステムの全部又は一部が作動停止した場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めること。

3 データの漏えいのおそれがある場合における事務処理体制

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、データの漏えいのおそれがある場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めること。

4 不正アクセス判明時における対応

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、不正アクセスを早期に発見するための機能を整備するとともに、不正アクセスが判明した場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めるとともに、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講じること。

5 不正プログラムの混入の検知等

戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、コンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の行動計画、連絡体制、連絡方法等について定めること。

第4 戸籍職務上請求オンラインシステムの管理

1 ソフトウェア開発等の管理

(1) 設計の実施

ア 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行う際には、戸籍職務上請求オンラインシステムのセキュリティを高める設計を行うこと。

イ 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行う際には、必要機能を明確にし、将来の規模の拡大等を考慮した設計を行うこと。

(2) 試験の実施

戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行った場合には、その試験を適切に実施すること。また、試験の実施に当たっては、ファイルの安全を確保するため、適切な措置を講ずること。

(3) 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発等に際してのエラー及び不正行為の防止

ア 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更を行う際には、戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更の計画を策定すること、戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更の責任者を指定すること、プログラムの作成、変更又は廃止を責任者の承認を得て行うことなどエラー及び不正行為の防止のための手続を明確にすること。

イ 戸籍職務上請求オンラインシステムの開発又は変更の各段階で使用するドキュメントの様式を標準化すること。

ウ 戸籍職務上請求オンラインシステムの変更に応じてドキュメントを更新し、責任者が確認すること。

2 アクセスの管理

(1) 端末機の管理

戸籍職務上請求オンラインシステムにアクセスする端末機は、弁護士等又はその補助者及び市町村職員以外の者が使用できないものを用いること。

(2) 操作者の確認

戸籍職務上請求オンラインシステムへのログインに際しては、2つ以上の独立した要素を用いて認証を行う方法（※）により、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認すること。

※知識、所有、生体のうち2つ以上の異なる属性を併用する認証方法。具体的には、パスワードとUSBトークン、指紋と暗証番号等が考えられる。

(3) 暗証番号等の取扱い

暗証番号等の規則を定め、操作者に当該規則方法を遵守させること。なお、当該規則において暗証番号の定期的な変更を定めてはならない。

(4) ファイルに対する利用制限

操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイルへのアクセス制限を適切に定めること。

(5) 操作履歴の記録等

ア 戸籍職務上請求オンラインシステムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、1年以上保存すること。

イ 戸籍職務上請求オンラインシステムを操作した履歴は、不当な消去や改ざんを防止するため、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。

(6) 複数回のアクセス失敗に対する機能

複数回のアクセスの失敗に対し、アクセス権限を一定時間取り消す機能等を設けること。

3 戸籍謄本等の交付請求の管理

(1) 請求書情報の作成

戸籍職務上請求オンラインシステムは、請求書情報（令和6年2月26日付け法務省民一第503号民事局長通達記第1の2(1)に規定するものをいう。）を作成し、弁護士等の電子署名を行う機能を有すること。また、電子署名を行うに当たっては、暗証番号又はこれと同等以上のものと認められる方法により、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認すること。

(2) 請求書情報の送信

戸籍職務上請求オンラインシステムは、弁護士等又はその補助者の操作により、上記(1)に基づき作成された請求書情報を市町村長に対し送信する機能を有すること。また、市町村職員が、自市町村長に送信された請求書情報を確認できるようにする機能を有すること。

また、ファイル無害化機器、無害化ソフトウェア又は無害化サービス等を導入し、請求書情報に外部ファイルを添付する際には、当該ファイルの

無害化を実施すること。

(3) 請求書情報の検証

戸籍職務上請求オンラインシステムは、請求書情報に付された弁護士等の電子証明書の検証を行い、その結果を表示、保存する機能を有すること。

電子証明書の検証の方式は、OCSP (Online Certificate Status Protocol) 方式又はCRL (Certificate Revocation List) 方式のいずれでも差し支えないが、CRL方式による場合は、サーバから最新のCRLを取得して24時間以内に検証を行うこと。

(4) 請求書情報の保存

戸籍職務上請求オンラインシステムは、請求書情報及びその検証結果をその送信の日の属する年の翌年の1月1日から起算して3年間保存する機能を有すること。なお、保存期間中は削除できないように制御すること。

(5) 内部統制

戸籍職務上請求オンラインシステムは、以下の場合に市町村長又は管轄法務局等に対し警告を出力する機能を有すること。また、市町村職員又は士業者団体職員の操作により、特定の電子署名がされた請求書情報について、その送信ができないように制御する機能を有すること。

ア 1か月に200件以上の請求書情報の送信がされた場合。なお、件数は電子署名を単位として計上することとする。

イ アクセス状況の分析から、正当なアクセス権限を有しない者がアクセスしていることが疑われる場合。

4 電気通信回線の通信制御等

(1) 電気通信回線を通るデータの暗号化

電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、戸籍職務上請求オンラインシステムと弁護士等又は市町村長の使用に係る電子計算機間の通信は、暗号化すること。

(2) ファイアウォールによる通信制御

電気通信回線に接続する電子計算機における不正行為又は電子計算機への不正アクセス行為に対して戸籍職務上請求オンラインシステムを保護するため、ファイアウォールを設置し、通信制御を行うこと。

(3) 電気通信関係装置の管理

エラー及び不正行為により電気通信関係装置の不当な運用が行われないうようにするため、電気通信関係装置の管理に当たっては厳重な確認を行う等、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を

講ずること。

(4) 通信相手相互の認証

戸籍職務上請求オンラインシステムと弁護士等又は市町村との間の通信については、通信相手相互の認証を行うこと。

(5) 秘密鍵の厳重な管理

通信相手の認証及び通信の暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、安全な方法により外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

(6) 時刻の正確性確保

不正行為の追跡、セキュリティを侵害された場合における証拠の解析等を容易にするため、戸籍職務上請求オンラインシステムの時刻を正確な時刻に同期するため必要な措置を講ずること。

第5 外部委託の特例

士業者団体が構築する戸籍職務上請求オンラインシステムを使用する市町村長は、上記において、市町村長が定めるとされている事項について自ら定めず、当局の承認を得て士業者団体が定める約款によることができる。

別表 (第2の3で定める士業者団体)

日本司法書士会連合会